

船舶事故調査報告書

平成27年12月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚（のり養殖施設）
発生日時	平成26年12月21日 11時50分ごろ
発生場所	阪神港神戸区西方沖 神戸須磨西防波堤灯台から真方位254°3,300m付近 （概位 北緯34°37.9′ 東経135°05.8′）
事故の概要	プレジャーボート ^{イケボチャ} IKEPOCHAは、南西進中、のり養殖施設に乗り揚げた。 IKEPOCHAは、船底部に擦過傷等を生じ、また、のり養殖施設は、のり網に破損等を生じた。
事故調査の経過	平成27年8月11日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート IKEPOCHA、11トン
船舶番号、船舶所有者等	235-51536兵庫、株式会社 Prateria
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 船底部に擦過傷等 のり養殖施設 枠ロープが切断、のり網に破損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期、流向 東北東
事故の経過	船長は、‘南北方向に設置されていたのり養殖施設’（以下「本件養殖施設」という。）の北西端沖を通過して約2ノットの速力で航行中、船首を南西に向けていたので、本件養殖施設に接近することはないものと思い、本件養殖施設を示すボンデンとの接近状況を確認せずに航行を続けた。 本船は、西方からの風潮流に圧流された。
分析	本船は、船長が、船首を南西に向けていたので、本件養殖施設に接近することはないものと思い、見張りを適切に行っていなかったことから、西方からの風潮流に圧流されていることに気付かずに航行したものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、見張りを適切に行っていなかったため、風潮流に圧流されていることに気付かず、本船が本件養殖施設に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中は常時見張りを適切に行うこと。 ・のり養殖漁場内では魚釣りを行わないこと。